

グループホーム咲顔 指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団明生会が設置するグループホーム咲顔（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助するものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえ、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明し同意を得た上で、適切にサービスを提供するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等に対して情報の提供を行うものとする。
- 8 事業所は、提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の管理、評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム咲顔
- (2) 所在地 東金市東金1371番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 2名 (常勤職員 計画作成担当者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において教育指導を行う。

(2) 計画作成担当者 2名 (管理者と兼務 うち1名以上は介護支援専門員とする)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護における人員基準に定められた員数以上の員数とする。

具体的には、ユニット毎、①夜間及び深夜の時間帯以外に介護従業者の員数は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ②夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数は1以上 ③介護従業者のうち1以上の者は常勤 とする。

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳 Aユニット 9名

Bユニット 9名

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事、更衣等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(5) 趣味、嗜好に応じた活動の支援

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、介護計画の作成、変更に際して、利用者及びその家族に対して、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には当該介護計画を利用者に交付するものとする。

4 計画作成担当者及び介護従業者は利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供し、計画の実施状況の把握・評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

- 第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料（初期加算、その他算定している加算などを含む）の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について重要事項説明書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けるものとする。
- ①居住費 ②食費 ③水道光熱費 ④その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるものの実費 ⑤入居一時金
- 3 月の中途における入居又は退去については日割り計算とする。
- 4 利用者が入院をした場合においては、入院をした日及び退院した日に係わらず、居住費及び水道光熱費については、上記に掲げた①、③の費用全額の支払いを受けるものとする。又、食費については、②の食費 1 日あたりの金額に、利用者がひと月に食べた日数を乗じた金額の支払を受けるものとする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業所が指定する方法によって支払いを受けるものとする。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料及びその他の費用について記載した領収書を交付する。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。尚、入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態であることの確認を行う。
- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
(2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
(4) 自傷他害の恐れがある者
(5) 常時医療機関において治療をする必要がある者
- 2 入居後利用者の状態が変化して前項に該当し、必要なサービスの提供が困難であると判断した場合は、他の施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(苦情処理)

- 第10条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出、提示の求め、又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 苦情処理の体制及び手順
- ア 提供した指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置する。
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとする。
 - ① 担当者は、直ちに利用者又はその家族と連絡をとり、事情を聴き、苦情の内容の詳細を確認する。
 - ② 担当者は、介護従業者全員を招集し苦情処理に向けた検討会議を開催し、検討会議の結果をまとめ具体的な対応を指示する。
 - ③ 担当者は、利用者又はその家族に対し、検討会議の結果と具体的な指示の内容を報告説明する。
 - ④ 担当者は、苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。また、再発防止に努めるよう介護従業者全員に徹底する。

(損害賠償)

- 第11条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、清潔を保持し、常に衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症の発生、又はまん延を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 感染症対策の指針に則り、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する
 - (3) 感染症対策の指針・マニュアル・感染症B C P等の整備・更新・周知を行う

(緊急時における対応策)

- 第13条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っている際に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録をとるものとする。
- 4 事業所は、事故発生後5日以内に事故報告書を作成し市に提出するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に備え、自然災害事業継続計画（B C P）、土砂災害に関する避難確保計画、消防計画、地震等の災害に対処するための計画を作成し、災害対策計画に基づき利用者の避難・誘導の訓練、備蓄品の点検等安全確保に十分な対応を行うものとする。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。
- 2 事業所は、防火管理者を定め、年2回定期的に消火、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

- 第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
- (1) 利用者の病状が急変した場合において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- (2) 事業所から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させができるよう努めるものとする。
- 7 事業所は、予め、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(人権の擁護・虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止等のため次の措置を講じるものとする。
- (1) リスクマネジメント委員会において虐待防止及び権利擁護推進責任者を選任し、リスクマネジメント会議において3ヶ月に1回以上、虐待防止及び権利擁護についての検討会を実施しその結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止及び権利擁護のための指針の整備
 - (3) 虐待防止及び権利擁護に関する定期的な研修の実施
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体的拘束に関する事項)

- 第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) リスクマネジメント委員会において、身体的拘束等の適正化推進担当者を選任し、リスクマネジメント会議において3ヶ月に1回以上、身体的拘束等の適正化についての検討会を実施しその結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体的拘束に関する定期的な研修の実施

(個人情報の保護)

- 第18条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(守秘義務)

第19条 事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、従業者であったものが、業務上知りえた利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

2 委員会では主に次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 利用者の安全及びケアの質の確保について
- (2) 職員の負担軽減及び勤務状況への配慮について
- (3) 介護機器の定期的な点検について
- (4) 従業者に対する研修について

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、指定認知症対応型共同生活介護にあたる従業者の質の向上を図るため、年度毎に年間研修計画を作成し、定期的に研修を行うものとし、研修参加の機会が確保できるよう業務体制の整備を行うものとする。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また、相談の窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人社団明生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成20年10月1日より施行する。

この規程は、平成27年 8月1日より施行する。

この規程は、平成30年 9月1日より施行する。

この規程は、令和 5年 7月1日より施行する。

この規程は、令和 7年 9月1日より施行する。